

平成29年3月締結

# 練馬区と介護サービス事業者連絡協議会との 災害時における サービス利用者の支援に関する協定

震度5弱以上の  
地震が起きたら…

## 協定内容



### ①安否確認および結果報告

介護サービス事業所の利用者の安否を確認し、総合福祉事務所に報告をします。報告先である総合福祉事務所は、区内4か所（練馬・光が丘・石神井・大泉）どこでも可能です。



### ②サービス提供

区からの要請に基づき、自宅、避難拠点、福祉避難所などにて、居宅サービスや通所サービスを行います。  
想定されるサービスは、居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、通所介護などです。

- 介護サービス事業者は、ご自身、ご家族、事業者の従業員、施設等の安全を確認後、可能な範囲でご協力ください。
- 安否確認結果報告様式は、日頃から氏名や住所を入れて、準備しておくことで、災害時の安否確認の際に、素早く使うことができます。
- 報告は、電子メール、FAX、電話、訪問、その他可能な手段で行ってください。
- 個人情報の取り扱いについては、十分にご注意ください。なお、災害時に区へ安否確認情報を提供することについて利用者の同意取得は不要です。

練馬区福祉部  
練馬区介護サービス事業者連絡協議会